

川崎市青少年科学館紀要 投稿規定

内容・目的・編集方針

- 1 本誌には、特に川崎市とその周辺地域の自然誌（史）に関する論文、短報または記録、標本目録などを投稿することができる。投稿される内容は、自然科学（主に生物学および天文学など）に関わるものを原則とする。
- 2 投稿者は川崎市青少年科学館（以下「科学館」という。）の職員や川崎市民を原則とするが、科学館の活動あるいは川崎市域に関わる内容を含むものは、広く一般から投稿を受け付ける。
- 3 発行は年1回で、原稿締切日は館長及び職員で構成される編集委員会が別に定める日を科学館ホームページ等で通知する。発行予定日は当該年度の3月末日とする。原稿締切日を過ぎてから投稿されたものは、次年度への投稿として扱う。また、投稿原稿の過多等により、当該年度号に収まらない場合についても、次年度への投稿として扱う場合がある。
- 4 本誌原稿は編集委員会によって回覧・輪読され、その採否や掲載の順序は、編集委員会の決定に全て一任されるものとする。査読制は取っていないが、原稿の受付に際し、原稿の体裁や内容に著しく不備がある場合は、受領却下（エディターリジェクト）を行うことがある。

投稿・改訂・著者校正

- 1 原稿は論著の区分等を記入した執筆意向申出票（投稿カード）を、科学館ホームページ等で通知する期日までに編集委員会に郵送・電子メール等で投稿する。一通のメールのサイズは5MB程度までとし、ファイルサイズが大きい際は、複数のメールで分割投稿するか、CD-Rなどの電子媒体による郵送等で行う。論文の区分は、既号に掲載の類似の論著を参考に、著者が選択する。
- 2 投稿者と編集委員会のやりとりや通知は、電子メールや口頭で行うが、郵送・朱書きのやり取りを行うこともある。
- 3 論著が採択された場合は、編集委員会による修正の依頼等を反映した原稿と図版を編集委員会に送付する。期限は採択の通知を受けた日から10日程度とし、詳細については編集委員会より連絡する。

- 4 掲載論著の著者校正は初校のみとし、校正の期間は1週間程度とする。詳細については編集委員会より連絡する。
- 5 掲載論文は原則として、紙媒体での出版後に、科学館のホームページ上で公開するものとする。なお、論著の著作権は科学館が所有するものとするが、挿図（業務著作以外の写真を含む）に関しては、その作成者に帰属する。
- 6 論文の内容に関する責任は、著者個人が負うものとする。

付則 本規定は2016年10月21日から実施する
(2016年10月21日改定 28川教青科第138号)。
(2022年11月22日改定 4川教青科第127号)